

秋選管告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

令和3年10月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

選挙区別

秋田市	87,448
能代市山本郡	22,649
横手市	25,194
大館市	20,411
男鹿市	7,842
湯沢市雄勝郡	17,554
鹿角市鹿角郡	10,041
由利本荘市	21,628
潟上市	9,314
大仙市仙北郡	28,379
北秋田市北秋田郡	9,733
にかほ市	6,900
仙北市	7,394
南秋田郡	6,544